

刑 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 80 分です。
- VII 問題は 1 ページにあります。

刑 法

下記の文章を読んで、甲及び乙の罪責について論じなさい。

暴力団員である甲は、100万円を貸しているAに返済を求めたものの、Aは何度督促しても誤魔化すばかりで一向に返済しないので、痺れを切らして「良い加減にしろ、今度こそは返してもらおう。一緒に来い」とAを暴力団事務所へ連行したが、その道中のタクシー内でその顔面を殴打する暴行を加え、到着後の事務所内では、更にその顔面、頭部を数回にわたって手拳で殴打し、その下腿部を足蹴にする等の暴行を加え、よって同人を畏怖させた。この時点で、既にAの顔面等には出血がみられた。

甲と同じ暴力団に所属する乙は、甲の暴行がすべて終了したのちに現場に現れ、Aから金を返してもらおうつもりだったとの事情を甲から聞き、甲を手助けするつもりで、甲と共にAの顔面、頭部を数回にわたって手拳で殴打し、さらに下腿部を足蹴にする暴行を加えた。その結果、Aは手持ちの50万円を「とりあえずこれで勘弁してくれ」と乙に手渡したところ、乙は、「全然足りないじゃないか、何か他にないのか」と怒り出したので、「じゃあ電子マネーの残高が10万円分残っているから、それで勘弁してくれ」と懇願し、甲のスマートフォンに、メールを通じて受け取りリンク(URL)を伝え、別途、「受領に必要なパスワードは〇〇〇〇です」とメールした。そこで甲と乙は、「まあ今日のところはこれで勘弁してやる」とAを解放した。その後、甲はAからのメールを開き、画面を操作して電子マネーを受領しようとしたが、Aが実際のパスワードとは異なる番号をわざと伝えておいたため、甲は現実には電子マネーを受け取ることはできなかった。

Aは、甲及び乙の一連の暴行によって加療約1週間を要する顔面打撲、右下腿部打撲の傷害を負ったが、両者のそれぞれの暴行によってどのような傷害が生じたかの詳細は不明であった。